

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、国と地方を合わせた消費税の税率が「5%」から「8%」へ、また令和元年10月1日より「8%」から「10%」に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度大紀町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況(予定)については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 180,000 千円
 うち 社会保障財源化分 99,360 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費 469,576 千円
 （社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	地方債	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉	心身障害者福祉費	299,590	193,717	13,000	0	92,873	54,384
		小計	299,590	193,717	13,000	0	92,873	54,384
	児童福祉	児童福祉費	69,805	25,836	21,000	351	22,618	13,244
		母子父子福祉費	5,214	1,890	0	0	3,324	1,946
		小計	75,019	27,726	21,000	351	25,942	15,190
	合計	374,609	221,443	34,000	351	118,815	69,574	
衛生費	保健衛生	保健対策費	22,515	500	0	2,555	19,460	11,395
		予防費	72,452	40,969	0	78	31,405	18,637
		合計	94,967	41,469	0	2,633	50,865	30,032
総合計		469,576	262,912	34,000	2,984	169,680	99,606	

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額の比率に応じて按分